

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年2月24日(水曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第1・2委員会室

午前10時46分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件：①～⑦)

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ① 水戸市職員定数に関することについて | (行政経営課) |
| ② 包括外部監査契約の締結に関することについて | (行政経営課) |
| ③ 水戸市職員の給与に関することについて | (人事課) |
| ④ 水戸市手数料に関することについて | (財政課) |
| ⑤ 水戸市市税に関することについて | (市民税課・資産税課・収税課) |
| ⑥ 水戸市市民会館に関することについて | (新市民会館整備課) |
| ⑦ 水戸市下入野健康増進センターに関することについて | (新ごみ処理施設整備課) |
| ⑧ 水戸市新斎場建設基本設計(案)概要版について | (衛生事業課) |

2 出席委員(7名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	沼 田 誠 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 人事課長	天 野 純 一 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君

財産活用課長	谷 津 茂 男 君	市民課長	高 安 正 紀 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君
財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	契約検査課長	鈴 木 和 男 君
市民税課長	安 里 裕 行 君	資産税課長	関 根 豊 君
収 税 課 長	佐々木 信 也 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参 事 兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君
市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青 山 和 夫 君	市民生活課長	小 川 邦 明 君
防災・危機 管 理 課 長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	三 宅 陽 子 君	新市民会館 整 備 課 長	篠 原 芳 之 君
男女平等 参 画 課 長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	林 栄 一 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	渡 邊 徳 子 君
廃棄物対策 課 長	亀 井 俊 道 君	新ごみ処理 施設整備課長	宮 田 正 一 君
清掃事務所長	清 水 健 司 君		
会計管理者兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選 挙 管 理 会 委 員 会 長 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 長 事 務 局 長	綿 引 信 明 君	監 査 委 員 長 次 長	和 田 隆 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君		
6 事務局職員出席者			
議事課副参事 兼 課 長 補 佐	大 嶋 実 君	書 記	武 田 侑 未 子 君

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は8件でございますが、日程中、(1)から(7)までの7件につきましては、いずれも第1回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので、御了承を願います。

初めに、(1)の水戸市職員定数に関することについて、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 それでは、水戸市職員定数に関することにつきまして、総務部行政経営課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、行政需要の動向等を勘案し、その適正な管理に努めることとして見直しを行っております。令和3年度におきましては、4事務部局における定数の変更を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、市長事務部局におきまして、1,179人から1,171人となり、8人の減、教育委員会事務局及び教育機関におきまして、347人から335人となり、12人の減、消防におきまして、342人から341人となり、1人の減、上下水道局におきまして、171人から180人となり、9人の増、全体で2,077人から2,065人となり、12人の減となっております。

3の施行期日でございますが、令和3年4月1日でございます。

ページを返していただきまして、2ページに新旧対照表を添付してございます。また、3ページから6ページまでの職員定数増減一覧につきましては、定数の変更がありました部署について、増減理由とともにまとめており、7ページには平成29年度から令和3年度までの定数増減の推移をまとめてございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(2)の包括外部監査契約の締結に関することについて、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 それでは、包括外部監査契約の締結に関することにつきまして、総務部行政経営課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の契約の目的でございますが、包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告でございます。

2の契約金額でございますが、1,200万円を上限とする額でございます。

3の契約の相手方でございますが、茨城県ひたちなか市西大島2丁目11番6号、前嶋仁一で、資格は公認会計士でございます。

昨年度に日本公認会計士協会東京会茨城県会からの御推薦をいただいた方で、令和2年度の本市の包括外部監査人をお願いしてございます。

経歴は資料にお示ししたとおりでございます。

4の契約の期間でございますが、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

2ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほど御参照を願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(3)の水戸市職員の給与に関することについて、執行部から説明を願います。

天野参事兼人事課長。

○**天野総務部参事兼人事課長** それでは、水戸市職員の給与に関することにつきまして、人事課提出資料により御説明申し上げます。

1の改正理由でございますが、地方公務員法に基づく人事評価結果の給与への反映実施に伴いまして、勤勉手当の支給に係る規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、(1)としまして、勤勉手当につきまして、これまで基準日以前6か月以内の期間における勤務成績に応じて支給する旨を規定してございましたが、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給するように改正するものでございます。

(2)としまして、勤勉手当の額の特例として、一律の割合を適用することとした既定の適用期間を、令和4年3月31日までと改正するものでございます。

裏面の参考資料を御覧ください。

人事評価結果の勤勉手当への活用の概要について、御説明をさせていただきます。

まず、1の勤勉手当の反映イメージでございますが、現在の運用は、人事評価の結果にかかわらず一律同じ成績率で支給をしているところでございます。

今回の制度改正に伴いまして、下の図のほうでございますが、令和4年度以降に支給いたします勤勉手当に関しまして、前年度の人事評価の結果に基づきまして、成績区分を決定し、その成績区分に応じた成績率を適用してまいりたいというふうに考えております。

2の勤勉手当の反映時期につきましては、令和3年度に実施いたします人事評価の結果から、順次翌年度に支給する勤勉手当に反映する形で実施をしてまいりたいと考えております。

1ページにお戻りください。

3の施行期日につきましては、2の(1)は令和4年4月1日とし、2の(2)は公布の日としてございます。

3ページから5ページに新旧対照表を、7ページに参照条文をお示ししてございますので、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(4)の水戸市手数料に関することについて、執行部から説明を願います。

梅澤参事兼財政課長。

○**梅澤財務部参事兼財政課長** それでは、水戸市手数料に関することにつきまして、財政課提出資料を基に説明いたします。

1番の改正理由は3点ございます。

(1)といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号法及び住民基本台帳法に基づく事務について規定の整備を行うものです。

(2)としましては、食品衛生法等の改正に伴う規定の整備でございます。

(3)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴う規定の整備でございます。

2番の主な改正内容でございますが、まずマイナンバーの通知カードというのが廃止されております。

〔「マイナンバーが廃止されたというのが分かんない」と呼ぶ者あり〕

○梅澤財務部参事兼財政課長 通知カードでございます。

この規定の整備を行うものでございます。

(2)としましては、食品衛生法施行令の改正に伴う営業許可の業種の名称の変更などを法令にあわせて行うものでございます。

(3)建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等について、対象面積が引き下げられたことに伴い、新たな区分を設けるとともに金額を定めるものでございます。

(2)と(3)につきましては、同様の事務を行っている県と料金の整合を取っております。

3の施行期日としましては、(1)は公布の日といたします。一部法施行が未施行の部分については、その施行の日としております。

(2)につきましては、令和3年6月1日、(3)は令和3年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(5)の水戸市市税に関することについて、執行部から説明を願います。

安里市民税課長。

○安里市民税課長 水戸市市税に関することにつきまして、財務部市民税課、資産税課及び収税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由ですが、現行の市税条例について、地方税法等で規定しているものは、極力条例での規定を省略しており、法及び条例をあわせて確認しなければ課税内容が分からない複雑な形式となっております。

地方税に関する国の通知においては、条例の制定に当たっては、法律等が条例の定めによることとしている事項及び地方公共団体に選択的判断を許容している事項のみならず、法律等で明確に規定され、各地方公共団体に選択判断の余地がないものについても、市民の理解の上で、必要最小限度なものにあつては、法律等との重複をいとわず、総合的に規定することが適当であるとされております。

そのため、現行の水戸市市税条例の構成を見直し、納税者にとってより理解しやすい総合的な規定とし、税務行政のより一層の円滑な運営を図るため、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容ですが、(1)条文構成については、改正前は本則91条、附則66項となっておりますが、改正後は本則178条、附則47条(全139項)となります。

なお、これまで附則については、項で規定をしておりましたが、ここ近年の地方税法の改正が附則による特例規定の追加が多く、これに対応して、条例においても同様に毎年附則の追加などに伴う項ずれが生じていたことから、例えば、わがまち特例などの規定といったある程度の一くくりの内容を条に集約することで、附則の追加等による条文の移動を最小限にしたいと考えております。

(2)の規定内容ですが、納税者にとってより理解しやすい総合的な規定とするため、まず現行条例の規定内容をベースとして変えずに、さらに課税標準、税率、その他賦課徴収に関する規定を一部追加しております。

また、現行の規定内容のうち、若干の文言の修正や、内容の明確化などを図っております。

なお、今回の改正においては、税制改正等に伴う改正のほうはございません。

具体的に追加した規定の主なものについて、御説明をいたします。

資料15ページを御覧願います。

上から5行目として、まずは課税標準の追加の例としまして、第27条第1項に法人税割の課税標準の規定を追加いたしました。

13ページから14ページを御覧願います。

第24条は、個人市民税の所得割の課税標準の規定となっておりますが、第3項から第6項までに特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた場合の課税標準の規定を追加いたしました。

43ページを御覧願います。

上から11行目、第82条には、固定資産税の課税標準の規定を追加いたしました。

75ページを御覧願います。

上から15行目、第174条は、都市計画税の納税義務者等の規定となっております。

第3項及び第4項に都市計画税の課税標準の特例のほうを追加したものでございます。

次に、例月の追加としまして、資料36ページを御覧願います。

資料、中ほどの第63条において、分離課税に係る所得割の税率の追加をしたものでございます。

そのほか、ページが飛んで申し訳ないんですが、91ページを御覧願います。

91ページの上から4行目、附則第30条は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例となっております。個人市民税所得割の税率は、本則26条において6%と規定しておりますが、附則第30条第1項において、その税率を3%とする特例規定を追加しました。

その他、附則第31条から第40条にかけても、同様に土地の譲渡所得等に係る税率の特例などを追加したものでございます。

そのほか、ページのほうをお戻りいただきまして、その他の賦課徴収の例としまして、9ページを御覧願います。

第16条において延滞金の規定を、次の10ページには、第17条に延滞金の計算基礎となる年当たりの割合の基礎となる日数の規定など、市税の徴収に関する規定を追加したものでございます。

一部現行規定の明確化等の例としまして、34ページを御覧願います。

上から12行目、第60条は、市民税の減免についての規定でございますが、現行規定では第2項において減免を受けようとする者は納期限までに規則で定める事項を記載した申請書を提出するとしていたものを、具体的に(1)から(4)までに掲げる事項を記載した申請書を提出するといった明確化等を一部行ったものでございます。

今回の改正により、本則の条数及び規則の全項数のほうは約2倍に、これまで章で規定していたものをさらに各税目ごとに節を設け、より理解しやすい総合的な規定の整理をしたものでございます。

資料1ページにお戻り願います。

3、施行期日については、令和3年4月1日からとするものでございます。

資料107ページには、参照条文として地方税法第3条、参考として国からの地方税法の施行に関する通知の抜粋のほうを記載しておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(6)の水戸市民会館に関することについて、執行部から説明を願います。

篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 それでは、水戸市民会館に関することにつきまして、市民協働部新市民会館整備課提出の資料により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

1の制定理由につきましては、水戸市民会館の設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、2の主な制定内容につきましては、裏面の2ページから記載しております条文により御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。

第2条において、新市民会館の設置について規定しております。

新市民会館は、芸術文化の振興及び市民が集い、交流することによるにぎわいの創出を図り、もって活力ある地域の形成に資するため、設置するものであります。名称は水戸市民会館、位置は水戸市泉町1丁目7番1号となります。

第3条において、新市民会館の施設を規定しております。

第4条において、新市民会館が行う事業を規定しております。新市民会館においては、市民の芸術文化を鑑賞、普及等のための事業、市民の交流促進に資する事業などを行うこととしております。

3ページを御覧ください。

第5条及び第6条において、新市民会館の管理を指定管理者に行わせること及びその業務を規定しております。

第7条においては、開館時間及び会館の休日を規定しております。

第8条から第11条において、利用の許可等に関することについて規定してございます。

第8条第1項において、利用の際に許可の必要な施設として各ホール、各会議室等の有料施設と附属設備、エントランスロビー、ホワイエなどの有料施設以外の部分を規定してございます。

このうち、有料の施設については、その利用内容や利用者の利便性を考慮し、第8条第2項及び第3項において、大ホールをはじめとするホール、展示室、大会議室等については、時間区分を単位として、第4項において、中会議室をはじめとする会議室、多目的室、和室等については、1時間を単位として許可することとしております。また、第5項において、有料施設以外の部分を占有する利用については、許可の単位を1日としております。

4ページ下段の第12条から第14条において、利用料金に関することについて定めてございます。

第12条第1項において、利用料金を指定管理者の収入とすることを定め、第2項から第5項までの規定において、有料施設等の附属設備の利用、占用利用の利用料金の上限額を定めてございます。また、有料施設について、時間区分を単位として許可する大ホール等については、8ページから11ページに記載の別表第1に、1時間を単位として許可をする中会議室等については、12ページに記載の別表第2に具体的な額を定めてございます。

利用料金につきましては、類似施設を参考に設定をさせていただいたものでございます。

5ページを御覧ください。

第4項の附属設備につきましては、附属設備ごとに1日当たりの上限額を6万円とし、具体的な金額は規則で定めるものでございます。

第5項の有料施設以外の部分の占用利用の場合については、その利用する部分1平方メートル当たり、1日につき110円を超えない範囲の額としております。

その他、第16条において、職員の立入りに関する規定を、第18条において、禁止事項に関する規定など、公の施設の管理運営に必要な事項を定めております。

恐れ入ります。資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

3の施行期日につきましては、公布の日から起算して2年4月を超えない範囲内において規則で定める日を条例の施行日とし、新市民会館の管理に係る準備行為の規定や旧条例の廃止、関係規定の改正につきましては、公布の日とするものであります。

なお、13ページには参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(7)の水戸市下入野健康増進センターに関することについて、執行部から説明を願います。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○**宮田新ごみ処理施設整備課長** 水戸市下入野健康増進センターに関することにつきまして、生活環境部新ごみ処理施設整備課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、市民の健康増進と多世代交流を促進するための交流拠点として、下入野健康増進センターの開設を行うため、条例を制定し、設置及び管理方法等の必要事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、裏面2ページから記載しております。

条文により説明させていただきます。

まず、第2条において、水戸市下入野健康増進センターを水戸市下入野町1944番地の1に設置すると定めたものでございます。

次に、第3条では、屋内プールをはじめ、記載の各施設を定めたものでございます。

第4条は、地方自治法第244条の2、第3項の規定によりまして、当センターの管理を指定管理者に行わせると定めたものでございます。

第5条は、指定管理者が行う業務を、第6条は、利用時間及び休日を定めたものでございます。

3ページを御覧願います。

第7条から第10条までは、利用の許可等に関する規定を定めたものでございます。

3ページから4ページの第11条から第13条まで及び別表で、利用料金に関する規定を定めたものでございます。

屋内プール、トレーニング室などの各施設の利用料金につきましても、5ページからの別表を御覧願います。

青柳公園屋内プール、東町運動公園体育館など、市内の各施設の料金と同額としたものでございます。

6ページ、3の温浴施設及びグラウンドゴルフ場につきましては、市内に同様の施設がないことから、県内の施設の利用料金を参考に設定させていただいたものでございます。

附則の第2項で準備行為に関する規定を、第3項で水戸市公共施設における暴力団等の排除に関する条例の一部改正を行うものでございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、令和4年4月1日、附則第2項については、公布の日としております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○小泉委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら発言を願います。

福島委員。

○福島委員 水戸職員定数に関することについて、これらの案件については全部局で書いてある。そうすると、局の中に部があって課があるんだけれども、これは今年と去年の比較なの。そうすると、中核市になって、保健医療部等も新設されて、その人間がどこから来たのかと。全体の職員の配置数や、それから異動数というのが分からないので、令和元年度から出してもらいたい。

その定数が、例えば前は部制になっていたから、部課で書いてあったけれども、今、局になっていて、部になると、そうすると、令和2年度や令和3年度で比較が分かれば、その中核市になる前の数はどうであったかと、それが異動したんだろうと。その資料を出してください。

○小泉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの令和元年度からの定数の推移ということで、そちらのほうを御用意させていただきます。

事務部局ということで表現させていただきますが、こちらは局制というか、以前からこちらは市長部局ということで各部を総称して市長事務部局ということで名称を継続的に称しているものではございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、市長部局じゃなくて今度は全部市長局になったわけだ。前まで部局というのは、例えば局というのは議会事務局、農業委員会事務局、あまりなかったわけですよ。だから部局といっても部が中心でやっていたわけだ。それでも今回出てきたのはみんな局になっているわけだ。これは部局とは言わないだろ。それから、この消防と書いてあるのは消防部局と違うの、これは消防なの。上下水道局、消防は消防と書いてあるけど。これは消防で正しいんだ。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問ですが、これは今まで例年どおり定数条例について出しているものでございまして、水戸市の場合、大部分が部で市長部局におきましては部を採用していますけれども、そうした部分で条例上、市長の事務部局の職員ということでの規定をしていますので、その関係上、市長事務部局という表現をしてございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、一等最初の2の改正内容で、最初の冒頭に事務部局と書いてあるよね。そうすると、下の欄にきては部はないよね。ここに消防と書いてある。消防は何もないの、これは。前は総務部をはじめ、一覧として書いてあったんじゃないの。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 恐れ入ります。

資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

〔「俺、1ページと言った」と呼ぶ者あり〕

○熊田行政経営課長 2ページのほうを御覧いただいたほうがちょっと分かりやすいかなと思っております。

新旧対照表を掲載してございますが、こちらの左側が現行の定数条例の規定になってございます。こちらの第2条で、例えば第1号に議会の事務局の職員として15人、第2号として市長の事務部局の職員1,179人ということで規定してございます。

消防につきましては、第7号で消防職員342人として規定してございますので、こちらを資料上の部分では消防ということで表しているというところでございます。

こちらは例年どおりの表し方でございます。

○福島委員 だから、これは正しいから消防には局はないんでしょう。

〔「条例を変えちゃうしかないやね」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 いや、条例そのものを、部局と書いてあるから条例が駄目なんだというの。条例を直してこういうものを直さなかったら、だから我々に出した書類が正しいんだと。じゃ、水戸市の条例とどうあわせたというふうになるんだよ。

そうだろう、それを直さなかったなら。条例で部局になっていて、消防だって今度は局にしたんじゃないの。そうしたら消防が局にならないの。そんなてんでんばらばらなのはおかしい。いいんだよ、これが正しいんだといえば、これでいいんだ。間違いねえんだから役人がやるんだから。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 改めて次回の委員会の中で、その御説明を含めて整理して答弁させていただきます。

○小泉委員長 ただいまの福島委員からの資料請求につきまして、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、次回の委員会に提出を願います。

ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 下入野健康増進センターなんですけれども、これは設置の条例ということでいろいろあるんですが、全体の施設のレイアウトを、前に特別委員会か何かで資料を、もしかしたらいただいたのかもしれませんが、ちょっと改めてこの条例の議論に当たって、その平面図というかレイアウトをもし差し支えなければ出していただければ。

○小泉委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 次回の委員会までにまとめて、委員会に提出させていただきます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

では、ただいまの2件の資料請求につきましては、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思います。よろしく願いをいたします。

次に、(8)の水戸市新斎場建設基本設計(案)概要版について、執行部から説明を願います。

黒澤衛生事業課長。

○黒澤衛生事業課長 おはようございます。

それでは、新斎場につきまして、基本設計がまとまりましたので、生活環境部衛生事業課提出の資料に基づき説明いたします。

資料につきましては、目次に記載のとおり、1の基本方針から9の事業スケジュール等までの9つの構成としております。

1ページをお願いいたします。

「全てにやさしく、思いやりと安らぎを感じられる斎場を目指して」を新斎場整備のコンセプトとし、全ての利用者にやさしい斎場、周辺環境と調和した、自然にやさしく安らぎを感じられる斎場を整備基本方針としております。

2ページをお願いいたします。

計画概要につきましては、敷地面積が約3万平方メートル、位置につきましては、清掃工場の西側、下入野健康増進センターの南西になりまして、位置図の赤色で示した部分となっております。

建物は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の地上2階建てで、延べ面積は約4,200平方メートルとなっております。

主な施設の機能につきましては、次のページからの配置計画、平面計画にて御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

こちらの図につきましては、図の左側が市道常澄6-0015号線、上側が市道常澄8-3656号線、こちらがアクセス道路となっております。施設への出入りは市道常澄6-0015号線側からとなっております。

まず、建物の配置につきましては、建物をL字型といたしまして、市道常澄8-3656号線側を火葬あるいは待合のための火葬棟、市道常澄6-0015号線側を式場棟としております。

駐車場につきましては、一般駐車場229台、障害のある方などのためのおもいやり駐車場5台をはじめ、合計で268台分を設けることとしております。

また、マイクロバス専用駐車場を、図の下側のほうになりますが5台分設けることとしております。

植栽につきましては、アクセス道路の交差点側を中心に配置する計画となっております。

4ページをお願いいたします。

こちらの図ですが、図のピンク色で示した火葬エリアにつきましては、火葬炉を4炉設けることとしまして、図の上のほうにあります告別・収骨室3の右隣に1炉分の予備スペースを設けることとしております。

告別・収骨室は3部屋設けることといたしまして、いずれも参列者が35人程度入れる規模といたしております。

また、告別ホールですが、利用者の出入りが多い場所でございますので、ゆとりのある空間を確保することといたしております。

次に、図の黄色で示した待合エリアにつきましては、待合ロビーを中心に20名から35名までの人数が利用できる待合室を5部屋設けることとしております。また、お子様連れの利用者に配慮しまして、授乳室及びキッズルームを設けております。

次に、図の緑色で示した式場エリアにつきましては、80名程度が利用できる小式場及び160名程度が利用できる大式場を設けることといたしまして、それぞれの式場に受付スペース、司祭控室及び遺族控室を設けます。なお、これらの式場につきましては、式場の間の間仕切りを可動式といたしまして、最大で240名が利用できるものといたします。

5ページをお願いいたします。

立面計画についてでございますが、鳥瞰イメージ、式場前のイメージ、火葬場前のイメージを示しております。

外観につきましては、最後のお別れの場にふさわしい、落ち着いたデザインを基調とし、周囲の景観と調和した外観といたします。

また外部仕上げにつきましては、耐久性、耐候性を高くするとともに、式場について自然光を取り入れるため、ガラス面を多用するデザインとなっております。

6ページを御覧願います。

こちらの断面の構成につきましては、1階は利用者のためのスペースといたしまして、2階に機械室を設けることといたしております。

内部の仕上げにつきましては、利用者の心情に配慮し、落ち着きと安らぎを感じられるデザインを基調としております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

構造計画につきましては、公共建築物としての長期的な使用を前提といたしまして、大地震時の人命確保、大地震の後も継続して使用できることを目標としております。

建物の主要な構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造とし、基礎構造については、地質調査の結果を踏まえまして、実施設計において決定したいと考えております。

8ページをお願いいたします。

電気設備計画につきましては、買電といたしましてLED照明器具や人感センサー照明などを採用するこ

とにより、消費電力を削減いたします。また、非常用自家発電装置を配置しまして、停電の際も火葬業務に支障がないものとします。

機械設備計画につきましては、空調設備を電気式ヒートポンプ方式とし、個別空調を基本といたします。また、火葬設備については、燃料をLPガスといたします。

9の事業スケジュールにつきましては、基本設計について御承認を得た後、来年度にかけまして実施設計を行い、令和4年度の工事着手、令和6年度内の完成を目指してまいります。

概算事業費といたしましては、約33億円を見込んでおりまして、基本計画時から約4.5億円の減となりましたが、今後の実施設計段階におきまして、さらなる事業費の縮減に努めてまいります。

説明につきましては以上です。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 新斎場の計画ということで、これについては平成29年に基本構想、その後基本計画ということで進んできたものだと思いますが、4ページの平面計画なんですけれども、上段のピンク色で囲っている告別ホール、告別・収骨室などの設計案がありますが、基本構想ではいろんな案があって、告別室の前ホール、告別・収骨室がそれぞれ独立していたり、同一室とそれぞれ検討していくというようなことになっているんですけれども、こういうふうになった経過等とか理由を御説明いただきたいと思います。

それから、大式場と小式場が、160人と80人というふうにありますけれども、この点についても今特にコロナでますます小規模化ということがあるようなんですけれども、基本構想の段階でも家族葬とか小規模化に対応したという設計を考えるというふうになったわけなんですけれども、先ほども御説明の可動式というのは大式場と小式場の間の話だと思うんですが、少なくとも80名という規模だと思うんですけれども、それを下回る規模のものが今多いのかなと思いますけれども、何か検討されてこの規模になったのか、その点を御説明いただければなと思います。

○小泉委員長 黒澤衛生事業課長。

○黒澤衛生事業課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の告別ホールと告別・収骨室のしつらえというか、この形にした理由でございますが、まずは告別・収骨室内の仕切られた空間と言いますか、そこを確保しつつ、後はその前にホールがない状態ですとやはりコンパクトな計画が可能になるということで、こういったしつらえを採用しております。

あと、2点目の家族葬に対応するといった話でございますが、こちらにつきましては、今回の式場の80人規模が今の式場の第3式場、120人規模が第2式場に該当するものでございます。

そして、最近多いのは、直葬と言いまして、式場を使わずに葬儀をするケースが増えております。そのため、告別・収骨室のほうで直葬するといったことをこちらでは考えております。

そのためには、今後備品等についても検討していかなければならないというふうには考えています。

以上です。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 今の説明は分かりました。

あともう1点はスケジュールですが、当初はもうちょっと早かったのかなと思ったんですけども、いろんな事業の見直しという市長の表明もあった影響もあるのかなと思うんですが、それは具体的にどういう、延期であればいつがいつに延びるという見通しなのか教えてください。

○小泉委員長 黒澤課長。

○黒澤衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

当初、こちらの新斎場につきましては、令和6年の4月を完成予定としておりました。ただやはり、コロナウイルスの影響によって、来年度はやはり事業規模の平準化等を行わなければならないという中で、9か月、こちらのほうを時期をずらしまして、令和6年12月を現在のところは完成予定としております。

以上です。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

それで、概算事業費ですけども、4.5億円ですか、基本計画より下がったということですが、こういう公共施設の1つだと思うんですけども、国県補助などはないのでしょうか。具体的に財源としてはどういふふうな検討をされる予定なのかをお示してください。

○小泉委員長 黒澤課長。

○黒澤衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、国と県の補助はございません。全て市の負担という形になっております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時46分 散会